

山古志^{こごも}木籠ふるさと会 会則

(目的)

第1条 本会は山古志・木籠地域の伝統、文化、暮らしを継承し、地域の振興と発展に寄与することを目的とする。集落活動や農作業・山仕事を通して共に働くことのすばらしさを実感し、豊かな自然の恵みを楽しむ元気な村づくり、「日本の故郷」づくりをめざす。

(名称)

第2条 本会は山古志^{こごも}木籠ふるさと会と称する。

(会員)

第3条 本会は長岡市山古志木籠の住民、及びその目的に賛同する者をもって構成する。

- (1) 本会の加入脱退は自由とする。
- (2) 正会員:上記目的に賛同して入会し、総会の議決権を有する。
- (3) 賛助会員:上記目的に賛同して入会し、総会の議決権を有しない。
- (4) 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

(事業)

第4条 この組織は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 日本のふるさとの体験交流
- (2) 食文化・農山村の技の伝承、体験普及
- (3) 豊かな自然と生態系の維持保全、体験普及
- (4) 地震被災地の歴史の伝承、防災意識の向上
- (5) 「郷見庵」の管理運営

その他上記事業に付随する事業

(役員)

第5条 本会は正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事若干名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 監査 1名
- ① 役員は総会において互選する。
 - ② 役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。
 - ③ 役員は任期満了時に後任者が選任されない場合、引き続き在任する。
 - ④ 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - ⑤ 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

- ⑥ 会計は本会の経理の一切を担当する。
- ⑦ 幹事は本会主催の行事等の運営にあたる。
- ⑧ 監査は本会の会計を監査する。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第7条 この会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
 - ① 総会は毎年1回定期的に開くものとし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - ② 役員会は必要に応じて開くことができる。
 - ③ 総会及び役員会の議長は会長があたる。

(事務局)

第8条 本会は、山古志木籠集落に事務局を置く。

- (1) 本会の事務局長および事務局員は、会長が委嘱し、事務局長・事務局員を選任する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日までとする。

(経費)

第10条 本会の経費は会員の会費、助成金その他の収入をもってあてるものとする。

(雑則)

第11条 この会の運営に必要な事項で規約に定めのないことは、総会及び役員会でその都度協議する。

附 則

- ① この会則の変更は総会の議を経るものとする。
- ② この会則は平成22年5月1日より実施する。

別 表

会費	正会員	: 2,000円/年間	
	団体・企業	: 1万円/年間	
直売所の事務経費	集落の農産物		10%
	他の産地の加工品・製品		20%